

平成27年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よ～らん館))
第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ～くはうす))
第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり～湯他)
第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について
第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
第44	議案第48号	市道路線の廃止について
第45	議案第49号	市道路線の認定について
第46	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
第47	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第48	議案第65号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第49	議案第66号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算
第50	議案第67号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第51	議案第68号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第52	議案第69号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第53	議案第70号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第54	議案第71号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第55	議案第72号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第56	議案第73号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第57	議案第74号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計予算
第58	議案第75号	平成27年度飛騨市給食費特別会計予算
第59	議案第76号	平成27年度飛騨市水道事業会計予算
第60	議案第77号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第61	請願第1号	米価対策の意見書を求める請願
第62	請願第2号	TPP交渉に関する請願

日程番号	議案番号	事 件 名
第63		総務常任委員会調査報告について
第64		産業常任委員会調査報告について
第65		議会改革特別委員会調査報告について
第66	発議第1号	飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について

平成27年第2回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成27年3月18日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第5		常任委員の選任
追加第6		議会運営委員会委員の選任
追加第7	発議第2号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第8		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙
追加第9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加第10	議案第79号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加第11		各種委員の選任
追加第12		閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)
追加第13		閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)
追加第14		閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
日程第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
日程第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
日程第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
日程第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
日程第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よ〜らん館))
日程第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
日程第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
日程第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
日程第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
日程第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
日程第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
日程第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
日程第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
日程第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
日程第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
日程第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)

日程第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
日程第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について
日程第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
日程第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
日程第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
日程第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
日程第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
日程第44	議案第48号	市道路線の廃止について
日程第45	議案第49号	市道路線の認定について
日程第46	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
日程第47	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第48	議案第65号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第49	議案第66号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第50	議案第67号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第51	議案第68号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第52	議案第69号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第53	議案第70号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第54	議案第71号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第55	議案第72号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第56	議案第73号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第57	議案第74号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第58	議案第75号	平成27年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第59	議案第76号	平成27年度飛騨市水道事業会計予算
日程第60	議案第77号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第61	請願第1号	米価対策の意見書を求める請願
日程第62	請願第2号	TPP交渉に関する請願
日程第63		総務常任委員会調査報告について
日程第64		産業常任委員会調査報告について
日程第65		議会改革特別委員会調査報告について
日程第66	発議第1号	飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について
追加日程第1		議長の辞職の件について
追加日程第2		議長の選挙
追加日程第3		副議長の辞職の件について
追加日程第4		副議長の選挙
追加日程第5		常任委員の選任
追加日程第6		議会運営委員会委員の選任
追加日程第7	発議第2号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加日程第8		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加日程第10	議案第79号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加日程第11		各種委員の選任
追加日程第12		閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)
追加日程第13		閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)
追加日程第14		閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)

追加日程第9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加日程第10	議案第79号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加日程第11		各種委員の選任
追加日程第12		閉会中の審査の申し出について(総務常任委員会)
追加日程第13		閉会中の審査の申し出について(産業常任委員会)
追加日程第14		閉会中の審査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	福菅	村藤	和武	彦彦
5番	菅内	田沼	明良	郎次
6番	森高	海下	真邦	子希
7番	谷天	原口	幸寛	博文
8番	葛山	木谷	寛博	文一
9番	池山	下田	寛博	寛一
10番	籠	山	恵美	子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一昭
教育長	野村	倉村	重孝	文徳
会計管理者	小野	腰上	久雅	徳豊
総務部長	石水	木上	雅雅	廣行
財政課長	柏谷	澤井	敦義	子昌
教育委員会事務局長	藤川	瀬向	智清	彦光
企画商工観光部長	沢川	之上		光秋
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

皆さんおはようございます。本定例会も最後になりました。皆様のご協力の中で議事を進めてまいりたいと思いますのでお願いを申し上げます。

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により1番、前川文博君、2番、中嶋国則君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第10 議案第14号 古川国府給食センター利用組合規約の変更について

◎議長（菅沼明彦）

日程第2、議案第6号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第14号、古川国府給食センター利用組合規約の変更についてまでの以上9案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら9案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、葛谷寛徳君。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 登壇〕

●総務常任委員長（葛谷寛徳）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第6号から議案第14号までの9案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る3月10日午前10時より委員会室において審査を行いました。

議案第6号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、宮川町小谷区を隣接区である大無雁区に統合し、また、神岡町において地域の実態に合わせ対象区域を改め、同じく神岡町の麻生野区について4つの行政区として再編を行うものです。

質疑では、市は何戸、何名くらいを一つの行政区と考えているのかとの質問では、あくまで地域住民の自主的な活動に即したということで、何戸という規定は設けていないとの答弁でありました。

また、この見直しは、地域要望なのか行政からの要望なのかとの質問では、各行政区からの要望であるとの答弁でありました。

そのほか、東雲の現状等について質問と答弁がありました。

自由討議・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第7号、飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、所要の手続きを整備するものです。

質疑では、今回の改正は、行政指導を行う際には根拠法令等を示さなければならないことが明文化されたことを確認する質問と答弁がありました。

自由討議・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第8号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国の交付金を基金積立し活用していた建設地方債対象事業の完了により、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金基金を廃止するものです。

質疑では、事業の完了の意味について質問があり、答弁では、平成25年度にこの臨時交付金が国から交付され、平成25年度に使用できなかった場合には基金に積み立てて使いなさいということで、市では平成25年度と26年度、この交付金を頂いて完了したいということで、基金条例を廃止するものであるとの説明がありました。

自由討議・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第9号、飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、予防接種法施行令の改正に伴い改正するものです。

質疑では、水痘が任意接種ではなく、定期接種になったということの背景と予防接種は何回すればいいのかとの質問があり、水痘は小児の病気で、9歳以下で発症が90%以上あるということが言われ、早い時期に予防接種によって重症化するリスクを回避することが目的であり、2回打つ予防接種であるとの答弁がありました。

また、なぜ、15歳まで範囲が広がっているのかとの質問では、小児という年齢としては15歳までを範囲として広げられること、また、親御さんの希望があって、範囲を広げさせていただいた。との答弁がありました。

自由討議・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、議案第10号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度における介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料および地域支援事業実施に係る必要事項を定める改正です。

質疑では、やらなければならない介護予防事業をやっていける自信はあるか、との質問に対し、この総合事業については、やらなければならないことであり、平成28年4月1日開始の1年間に、今やっている事業の継続は当然として、さらにもっと支えるものを増やしていくために地域の方、事業者の方等とお話をしながら、職員一丸となって、飛騨市なりの形をつくっていききたいとの答弁がありました。

自由討議はなく、討論・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第11号から議案第13号については、総括的な説明がありました。

その概要は、この度の介護保険制度改正は、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるようにということで、地域包括ケアシステムの実現に向けた流れをつくるということが大きな方向性となっている。その流れのものと地域密着型サービスの充実を図っていく中で、この度のサービス基準の見直しは、市内の事業者のサービス参入状況を踏まえると有益な見直しであり、今回提案している各種サービスの基準等に関する3つの条例の改正については、市独自の基準は設けず、国の基準改正内容を踏襲し、改正案となっている。との説明がありました。

それでは、議案第11号、飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

質疑では、小規模多機能型居宅介護事業の参入事業者の現状について質問があり、答弁では、当事業は本市でも一番力を入れていきたいサービスであり、いろんな事業者さんや高山市内の各事業所に呼びかけをさせていただいている。

平成29年度に何とか飛騨市のほうでやってみたいという事業者さんが1事業者あるとの答弁でありました。

多機能型とはどういうサービスなのかとの質問では、施設と在宅を一体のエリアとして考え、施設を利用するスタッフさんが、家にいるときには来ていただいて、介護を受けられるということで、利用者の方は安心してサービスを受けられるというメリットがあるとの答弁がありました。

現在、飛騨市で事業所がないことが問題である。職員が集まらない、働く人がいない。ここをしっかりと、どのように応援していくのか、克服していくのか、について質問があり、新年度予算に、研修費にかかる費用の助成を計上している。これは、10年間で70人とか80人のスタッフがいるだろうということから、まずは1年に、5人、6人という方に受講していただき、介護職になっていただきたいという思いの制度であります。何とかこれを周知し、この助成制度を使って研修を受けていただく方を増やしていきたいとの答弁でありました。

また、スタッフを求めるのなら、吉城高校等含めて、介護、看護の医療系の高校のビジョンを求めていかないといけないかという思いがあるがどうかとの質問では、圏域会議の中でそういったような発言はさせていただいている。本年度から事業がいろいろな

提案型で始まっていくので、そういった提案をどんどんさせていただきたい。との答弁がありました。

その他、事業所を設立するときの支援等についての質問と答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で「原案のとおり可決すべきもの」として報告することに決しました。

次に、議案第12号、飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを申し上げます。

質疑では、議案第11号との違いについて質問があり、介護予防と介護というのは、介護保険法の中では別に根拠を持っており、やろうとしていること、趣旨、意味が違う所があるため、条例も介護予防も介護のものを定める必要があるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第13号、飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

質疑では、支援事業所とサービス事業所について質問があり、介護予防支援事業所とは、介護予防サービスを受ける方のケアプランを作成する事業所で、飛騨市の包括支援センターであり、また、指定介護予防サービス事業とは、一般の介護サービス事業所をイメージしていただければ結構かと思うとの答弁がありました。

また、地域ケア会議についての質問では、地域ケア会議は、今まで法制化はされていなかったが、サービス事業者は、当然「地域ケア会議」からいろいろな情報を求められ、そういったときに円滑に情報提供ができるように法制化された背景があるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第14号、古川国府給食センター利用組合規約の変更について申し上げます。

本案は、高山市立こくふ保育園が民間に譲渡され、平成27年4月より、自園給食を開始することとなるため、同保育園への給食供給事務を除くものです。

質疑では、今現在の調理員は何名で、そのうち小中学校対応と保育園対応はそれぞれ何名かとの質問があり、現在20名体制で行っており、日によって対応が異なるため、一概に何人という区別はしていない。との答弁がありました。

また、こくふ保育園がなくなることによって飛騨市の負担はどのように変わるのか、との質問では、利用者が220名ほど減になる。利用者負担金が増える形となる。との答弁がありました。調理員は減員しないのかとの質問では、開設当時のアレルギー対応

品目が、13品目から今は29品目になっていること、対応人員が80名から440名ほどになっていること、新年度より食材納入が衛生管理面から前日納入が当日納入になることなどから、現状維持との答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第6号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第9号、飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例についてまでの4案件については討論の通告がありませんので、これら4案件について討論を終結し、これより採決を行います。議案第6号から議案第9号までの4案件について委員長の報告は可決であります。これら4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「意義なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって議案第6号から議案第9号までの4案件については委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、議案第10号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について反対をし、その理由を述べたいと思います。

この制度は、そもそもは介護保険制度の国の大改悪となっておりましてその法律改正が今、地方自治体の条例として下りてまいりました。しかし、大きく言えばこれは私たち地方自治体の飛騨市にとっても市の負担を大変重くするものとなってしまっています。そして、内容としては介護給付の抑制ということを口実に市民には要支援1、要支援2

の人たちが認定の対象から外されます。つまり、そのようにして介護難民を更に増やすということになってしまいます。それから利用料も所得によっては今まで一律1割だったのが2割に引きあがるという人たちも現れてきます。さらには市民の保険料も全体的には引き上げとなり、また事業者への介護報酬は逆に引き下げる改正となっています。こういう受益者負担という福祉の分野に全くふさわしくない考えがどんどんどんどん広がってしまう。そういう制度改悪はとても賛成できるものではありません。

これを解決するには、国が責任を持ってもっと国庫負担を増やす以外にはありません。ですが、だからと言って国の改正だから仕方がないと条例を認めてしまうということは、しいては国の改悪を認め、そしてこれからくる安上がりな介護サービスに手を貸すということになってしまいますので、私はこの条例に強く反対するものです。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

次に賛成討論を行います。10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

議案第10号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度から平成29年度の介護保険料は平成24年度から平成26年度の介護保険料と比べ施設整備の増、認定者数の増サービス利用者の増などの増高要因があり、また、利用者負担の増、報酬改正による減、基金取り崩しによる減などの軽減要因から基準となる第5段階の保険料月額が460円上がり5,440円、年額6万5,280円と算定されました。

飛騨市の高齢化率は3月1日現在で35・92%と非常に高く、今後は市の推計のとおり75歳以上の高齢者の割合が増加し介護サービスの利用は増加すると思います。

飛騨市は県内でも施設サービス利用割合が高いことから保険料が高額となる要因となっていることは理解できることです。

第6期介護保険事業計画の説明で示されたこの保険料を設定する根拠となった地域包括ケアや認知症予防、生活支援サービス、新しい介護予防、日常生活支援総合事業の取り組みにより介護保険の対象とならない元気な高齢者が増えることを期待し、賛成討論といたします。

〔10番 森下真次 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第14号、古川国府給食センター利用組合規約の変更についてまでの4案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結しこれより採決を行います。委員長報告は、可決であります。これら4案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「意義なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって議案11号から議案第14号までの4案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第15号 飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
から

日程第45 議案第49号 市道路線の認定について

◎議長（菅沼明彦）

日程第11、議案第15号、飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例についてから、日程第45、議案第49号、市道路線の認定についてまでの合わせて35案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら35案件につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。産業常任委員長、後藤和正君。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第15号から議案第49号までの35案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。去る3月10日午後1時より委員会室で審査を行いました。

議案第15号、飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について申し上げます。

本案は、人口減少対策を克服できるよう基本理念と有効な施策を総合的に推進することを定めるものです。

質疑では、具体的な推進体制について質問があり、新年度からは、全庁的組織と民間の方々の意見を聞く有識者会議といったかたちで官民一体として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、総合戦略の計画策定にあたっての質問では、本部会議でいろいろな計画を基にして総合戦略の策定をしていく中で、市民の皆様や事業所の皆様からのご意見を取り入

れながら計画を作って行きたい。との答弁がありました。

次に、議案第16号、飛騨市女性活躍推進基本条例について申し上げます。

本案は、女性が職業生活及び家庭生活の両立並びに能力を最大限発揮できる社会環境の整備を推進することを目的として、その基本理念を定めるものです。

質疑では、施策の策定にあたり、意見を聴く関係者に女性メンバーを入れていただきたいがいかかとの質問では、女性の社会進出を考えたときには、男性・女性双方の見方で考えることが大切であり、できるだけ女性の方々の参画を促していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第17号、飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、当施設を通年営業とするための改正です。

質疑はありませんでした。

次に、議案第18号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、市駐車場管理区分の見直し等に伴う改正です。

質疑では、今回廃止する金森駐車場と新しく追加する三之町駐車場の駐車台数について質問があり、それぞれ9台分であるとの答弁がありました。

また、新旧対照表の若宮駐車場は有料区画と無料区画に分かれているが、神岡振興事務所前駐車場に関しては、有料区画と無料区画があるのに有料区画しかないのはどうかの質問では、庁舎管理の部分と駐車場管理の部分があり、今回は駐車場条例で管理している駐車場部分のみの扱いであるとの答弁がありました。

次に、議案第19号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、飛騨市キャビン小鳥川の廃止に伴う改正です。

質疑では、廃止後の利用についての質問があり、当面は普通財産として管理していくが、平成27年度に行う公共施設の見直しの計画の中で取り扱いの検討がなされる予定である。公共施設の見直しは、不要な建物については、取り壊しを前提に検討を進めることになる。との答弁がありました。

地元の意見に関する質問では、地元では管理できる施設ではなく、区でも利用はできない。また、これまで利用されていた方も高齢化し、今後、イベント等への出店もやらないと聞いているとの答弁がありました。

次に、議案第20号、飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について申し上げます。

本案は、新たな起業化促進補助金交付制度へと移行することに伴い廃止するものです。

質疑では、これまでに利用された件数についての質問があり、現在まで14件の利用があるとの答弁がありました。

次に、議案第21号、飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

本案は、人口減少対策としての定住促進施策を新制度へと移行することに伴い廃止するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第22号から議案第37号までの指定管理者の指定16議案につきましては、一括して議題とし審議いたしました。

審議にあたり、各施設の収支計画、収支決算状況等の資料が提出されました。

質疑では、種蔵山里の暮らし体験施設の新しい指定管理者の運営ビジョンや冬季の計画について質問があり、当該指定管理者は、里山サイクリングなど外国人旅行者の需要にこたえる事業を展開されており、今回の提案でもそれらと連携し連泊需要を掘り起こしていく提案をされていること、また、冬をネガティブに捉えることなく冬を楽しむというようなことを展開されると思っているとの答弁がありました。

また、主だって改善された他の施設について質問があり、「YuMeハウス」において、飲食部門の中身を再確認し、食材の仕入れ先、調理方法など原価の見直しを行ったこと。また、「ゆうわ〜くはうす」においても、飲食部門、入浴部門における指標等を参考に指定管理料を算定したとの説明がありました。

また、指定管理料の減額は、やる気をそぐことにならないかとの質問では、上限額は公になっており、平成30年度の指定管理料も公募要領の中に記載し、説明も行っている。事業者では様々な検討をされ、今回の応募に臨まれたものとお聞きしているとの答弁がありました。

そのほか、評価点数の低い施設の改善に関する質問では、施設の魅力をソフト面で高めながら事業を推進していくことを、職員もいっしょに関わりながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第38号、飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、市内に2施設ある資源化ごみ処理施設を統合し、新たな施設を供用開始するため、河合町地内の資源リサイクルセンターおよび神岡町地内の松ヶ瀬清掃工場の位置づけを廃止するものです。

質疑では、跡地の予定について質問があり、松ヶ瀬工場は取り壊し、重機車庫に、河合町リサイクルセンターについては検討していない。との答弁がありました。

また、分別の種類を増やす考えはないかとの質問では、市では高齢化率が上がっており、細かすぎる分別に対して中々できないというお話も聞いている。このため、地域に出向いて状況の説明をし、皆様のご意見を聴きながら検討していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第39号、飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、利用者の利便性向上を図るため、当施設の開館時間を拡大し、他の市有施設との均衡を図るため、使用料を新たに設定するものです。また、施設の管理を指定管理

者に行わせる場合の規定を追加するなど所要の改正を行うものです。

質疑では、施設の利用者について質問があり、林業関係者だけでなく一般の方の利用もあるとの答弁がありました。

次に、議案第40号、飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、当事業の基本施設設備について、本補助が廃止されたことに伴い、分担金の総額を総事業費の20%から40%に改正するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第41号、指定管理者の指定について（飛騨市奥飛騨山之村牧場）について申し上げます。

質疑では、指定管理料が400万円ほど下がっているが、経営は今までと同じ形でやっていく予定なのかとの質問があり、生産工程の見直し、人員配置など指導を受け協議し、レストラン、売店、生産品販売など行う予定である。との答弁がありました。

採算がとれない部門は休止し、利益の上がる部門に特化すべきではないか。との質問では、3年後に施設をどうするか意思決定をしなければならないが、休止をするということは、市が直接管理をするか補助金を返還して施設の運用を休止することになるわけで、そういうことを見定めながら3年間経営状況を見ていただくことになる。今回は、採算があうところもあわないところもひっくるめて指定管理の募集を行ったところであり、現在、指定管理施設の全面的見直しをお願いしているトーマツに入ってもらっていて、実際、経営の抜本的改革にも乗り出してみえるとの答弁がありました。

また、地域の雇用ということで、なんとか支援の方法はないか。との質問では、今、トーマツが製造工程の細かな分析を行い、見直しをしている中でロスの低減をされており、販路拡大など行政も一体となってサポートしていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第42号、農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、昨年8月豪雨災害の農地・農業用施設災害で最も被害額が大きかった災害復旧工事です。

質疑では、競争入札において、次の方との差額はいくらかとの質問があり、100万円の違いであるとの答弁がありました。

次に、議案第43号、都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設（建築）工事の請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、RC造2階建てを建築するものです。

質疑では、指名競争入札について質問があり、8社の指名に対し入札に応じたのは7社であるとの答弁がありました。

次に、議案第44号、飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地域伝承館について古川町麒麟台組に、また、神楽台屋台蔵広場を向町連合

区に無償譲渡することに伴い、当該条例への位置づけを廃止するものです。

質疑では、土地の所有についての質問があり、市有地となっているとの答弁がありました。

次に、議案第45号、指定管理者の指定について（飛騨市栄町防災センター）について申し上げます。

本施設は、まちづくり交付金事業で整備されたもので、来年度、国の財産処分手続きを進めるため、1年間継続して管理をお願いするものであるとの説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、議案第46号、財産の無償譲渡について（地域伝承館）について申し上げます。

本案は、地域伝承館の土地建物を、麒麟台組に無償譲渡することで、地域での利活用促進を図るものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第47号、財産の無償譲渡について（神楽台屋台蔵広場）について申し上げます。

本案は、神楽台屋台蔵広場の土地を向町連合区に無償譲渡することで、地域での利活用の促進を図るものです。

質疑では、固定資産税について質問があり、地域伝承館は地域の公民館であること、また、神楽台屋台蔵広場は、地域の憩いの広場であることから免除と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第48号、市道路線の廃止及び議案第49号市道路線の認定につきましては一括議題とし審議いたしました。

本案は、一般県道長倉～神岡線のバイパス工事に伴い、下東雲線を廃止し、第1下東雲線、第2下東雲線を認定するものです。

質疑はありませんでした。

いずれの議案に対しましても、自由討議・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第15号、飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例についてから、議案第49号、市道路線の認定についてまでの35案件について討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第15号から議案第49号までのこれら35案件について、委員長の報告は可決であります。これら35案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、これら35案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第46 議案第63号 平成27年度飛騨市一般会計予算
から

日程第60 議案第77号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長(菅沼明彦)

日程第46、議案第63号、平成27年度飛騨市一般会計予算についてから日程第60、議案第77号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの以上15案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら15案件につきましては予算特別委員会に審査を付託し、その結果は、お手元に配布の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。それでは、これより討論を行います。議案第63号、平成27年度飛騨市一般会計予算について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。最初に反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

[17番 籠山恵美子 登壇]

○17番(籠山恵美子)

議案第63号、平成27年度飛騨市一般会計予算の反対の討論をしたいと思います。

平成26年度の年度末の本議会で組まれた国からの地域住民生活等緊急支援のための交付金、これの前倒し配分によるたくさんのソフト事業が新年度平成27年度予算に組み込まれました。そのメニューには低所得者向け灯油券また、低所得者向け商品券、それらの購入助成、あるいはUターンIターンJターンの助成などと具体的に国が名づけ、各地の住民要望に応えようという国の姿勢が一定程度伺えました。

そして飛騨市は、それをそのまま事業化し新年度に予算化しております。当然市民生活に直接反映する支援策として私はこれらは評価したいと思います。

しかし、例えば低所得者向けといえは住民税非課税というふうに対象範囲が限られています。現実にはそのボーダーラインはもちろん生活困窮者は市内にもっとも存在します。住民税非課税対象者といえは、生活保護かあるいは年金とその前の年の所得の合計が年間120万円以下の市民です。本当に低い所得です。この方がたはもちろんですけれども、生活に困窮する状況というのは、この方が以外にも民生委員や福祉事務所で十分把握できるわけですから、飛騨市が条件や助成額を上乗せしてでもいつまでも安心して暮らせるまち、そのような施策をきめ細やかに実践すべきだったと思います。

人口減少対策は、職員が各分野を横断的に考えぬいた事業というだけありまして、飛騨市に見合った様々な対策が網羅されており、これらは今後期待したいと思います。

ですけれども、全体的にこの予算にもろ手で賛成できないのは、やはりまずひとつには財政調整基金の考え方とその保有額の多さです。

また、物件費に現れる臨時職員始め、非正規職員の扱いです。物件費は委託料、賃金、役務費などの消費的な経費のことを言います。飛騨市は4割以上が非正規職員であります。この物件費の中での賃金が多くを占めています。正職員を減らせばその分臨時職員が増えこのように物件費に反映します。新年度の物件費は昨年度より、2・9%増えて28億3,100万円にもなっています。一方、正職員の人件費といえは25億2600万円ですからこれよりもかなり多くの物件費の中に賃金が反映していると思います。

物件費の中には、コンサルタントへの委託料も入っていると思いますけれども、そのコンサルタントの多様にも私は違和感を感じています。全く使うなどはいりません。ですけれども、外部のプロフェッショナルに数千万円あるいは、多額のそれ以上の税金が次々と投資され、一方では市民である多数の臨時職員は5年で雇い止めというやり方を繰り返しているわけですからこれで市民が本当に安心して飛騨市に暮らせるのだろうか大変疑問に思います。市当局のこういう人の使い方はぜひ再考し、改めていただきたいと思います。

平成27年度末には飛騨市の財政調整基金は65億8,000万円になる見通しです。

特別会計の市の積立金も含めると、128億円、その他にも運用基金などが8億円あるわけです。ですから、なんにでも使えるというこの財政調整基金をほんの少し使うだけでも、例えば福祉の分野、そして生活困窮者への支援はそうとうできるはずですよ。

また、有能な非正規の臨時職員をきちんと正規に雇用してあるいは5年の雇い止め規

定は撤廃して慣れた仕事を十分に長く続けられるように雇用すべきだと思います。基金の莫大な保有枠を見ても財源がないなどとは口が裂けても言えないと思います。

市当局がこのように市民を使い捨てして仕事探しの不安を抱える市民をこれ以上増やさないよう、安心していつまでも暮らせる飛騨市にしてください。国が介護報酬の削減、生活保護の削減、病院の病床の削減等社会保障を次々と削減する法改正をしている中、そのまま条例化してまるで国の下請け機関のようにそのようにはならないで、そういう悪政から飛騨市民の福祉と暮らしを守る防波堤へと飛騨市がなるよう、そして真に人に優しい行政を執行していただくことを強く要望して反対討論といたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

次に、賛成討論を行います。9番、内海良郎君。

〔9番 内海良郎 登壇〕

○9番（内海良郎）

私は、賛成の立場から討論を行います。

井上市長は就任依頼、市民との対話を重視され市民の負託に真摯に応えるべく福祉の向上と財政健全化の両立を基軸に市制運用されておられました。

井上市政が誕生し8年を迎えますが、飛騨市総合計画の理念である市民がいつまでも安心して暮らせるまちの創造に向け確実にその土台を築かれてこられたものと感謝申し上げます。一方で我が国は少子高齢化社会となり、本市においても人口減少は一番の課題であります。私は、人口減少を克服するためには長期的な視点から包括的な施策を実行することが重要だと考えております。そして官民が一体となって飛騨市を担う若い世代が希望を持って活躍できる社会に変えていくことが今こそ必要ではないでしょうか。

そのような中、本市では県内でも先駆けて人口減少対策実行プランを策定されました。具体的には、1つは市内居住推進支援、2つは祝い金、奨励金、支援金、3つは、女性の社会進出促進、4つは出会い創出、結婚支援、5つは、若者の移住、定住と企業支援とこのように有効な施策が包括的に計画されており、市長を始め職員や関係各位のご尽力の賜物と敬意を表します。

そして、平成27年度予算は、この実行プランが反映されており特に若い世代を積極的に支援する内容となっていることを評価します。今後は、世代間の不公平を招かないよう継続的な施策としていただくことを求めます。

次に、地域経済振興策について申し上げます。人口減少を克服するためには、活力ある地域経済の実現が不可欠であります。予算はこれまでの事業は継続しつつ、さらに多様なニーズに対応するソフト事業が充実されているものと評価いたします。しかしながら、農業や商工の振興策については、補助金などお金による動機づけを付与するといった内容が目立っています。これらの支援策の成果を上げるためにも市がリーダーシップをとって、高度的な課題解決へ果敢に取り組まれることを期待をいたします。

次に、地域経済活性化に向けた官民連携については、斬新で改革的な内容となっております。官民連携総合プラットホーム構築事業、まちづくり協議会補助金2300万円については交流人口増大を目標とした3年間限定の積極的な投資とのことですが、団体の自立を促すためにも実態がコンサルタント丸投げにすることなく、関係者自ら考え行動する事業となることと、飛騨市観光協会との役割分担を明確にして相乗効果が上がるよう円滑に進めていただくことを思っております。

また、指定管理施設経営改善事業予算額4,822万5,000円については現場や地域の声を傾注し慎重かつ先を見据えた経営改善改革に努めていただくことを希望します。

次に良質な暮らしを実感できるまちづくりについては、子供から子育て世代そしてシルバー世代に至るまで、あらゆる世代が安心して暮らせるために必要な環境整備に関する事業が充実した内容となっております。自然に恵まれた立地で、良質な住環境を求める価値観を持った若い世代が本市に定住されることを期待いたします。

平成27年度はなんといっても地方創生に向けた新たなスタートを切る最初の年であり、初年度予算は市民に市の指針を示すものであります。「人口減少を克服し飛躍する飛騨市」をスローガンに編成された平成27年度予算はこれらの飛騨市を担う若い世代への支援を中心に未来へ積極的に投資するものであり、賛成の意を表するものであります。

こうした、積極型予算編成が可能であることもこれまでの井上市政の健全な財政運営があったからであります。平成27年度も財政規律を保ちつつ、財政最適化の基、市政運営を行っていただくことを希望し、議案第63号、平成27年度飛騨市一般会計予算に対する賛成討論といたします。

〔9番 内海良郎 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第21 発議第64号 平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
から

◆日程第22 議案第65号 平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計

◎議長（菅沼明彦）

次に議案第64号、平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算および議案第65号、平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算のこれら2案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結しこれより採決いたします。

議案第64号及び議案第65号の2案件について委員長報告は可決であります。これら2案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号及び議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第66号、平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算について討論の通告がありますので、発言を許可します。反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

[17番 籠山恵美子 登壇]

○17番(籠山恵美子)

議案第66号、平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算これに反対をいたします。この反対の理由は先ほど議案第10号の介護保険制度の条例の一部改正で縷々述べました。その中には、市の努力で一部1年先送りになった事案もありますけども、大まかには国の法改正、改悪どおりこの特別会計予算の中に反映しているということになりますので、これには賛成できませんので、反対します。

[17番 籠山恵美子 着席]

◎議長(菅沼明彦)

他に討論の通告はありませんので、討論を終結しこれより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長(菅沼明彦)

起立多数であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第68 議案第67号 平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
から

日程第78 議案第77号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長(菅沼明彦)

議案67号、平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算から議案第77号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までのこれら11案件については討論の通告がありませんので、討論を終結しこれより採決いたします。

議案第67号から議案第77号までの11案件について委員長の報告は可決であります。これら11案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第61 請願第1号 米価対策の意見書を求める請願
から

日程第62 請願第2号 TPP交渉に関する請願

◎議長（内海良郎）

日程第61、請願第1号、米価対策の意見書を求める請願及び日程第62、請願第2号、TPP交渉に関する請願の以上2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら2案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。産業常任委員長、後藤和正君。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

それでは、産業常任委員会に付託されました請願第1号及び請願第2号につきまして、審査の概要、並びに結果について報告いたします。去る3月10日午後1時より委員会室で審査を行いました。

請願第1号、米価対策の意見書を求める請願について申し上げます。

本請願は、米価の回復及び米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を求める意見書の提出を求める請願です。

審議では、反対意見として、米価が由々しき問題であることは十分了知しているが、基本的には、生産量を抑制しないと、どうしようもない。

また、日本人の食料の食べ方を変えないと国内自給率は上がらないなど、米の対策を考えたときには、もっと抜本的な方法を取らないと実質不可能である。

また、政府でもあまり大きな変動があった場合のナラシ対策や、補填をするようなことも対策として入っていると思っているので、この件については、今回は見送るほうがどうかとの意見がありました。

自由討議、討論は無く、採決の結果、請願第1号に対する賛成者はなく、全会一致で不採択とすべきものとして報告することに決しました。

次に、請願第2号、TPP交渉に関する請願について申し上げます。

本請願は、TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退することを求めるものです。

審議では、反対意見として、「TPP交渉は、政府間での協議が私たちにどうなっているのか、何も見えないというのが現状である。以前にも飛騨市議会では、TPPへの参加検討に当たっては慎重に対応するようにと意見書を出しているわけで、今どの辺まで進んでいて、どうなっているのか分からない時点で、即撤退すべきだといった強い表現がふさわしいのか、少し疑問に思う」との意見がありました。

自由討議、討論は無く、採決の結果、請願第2号に対する賛成者はなく、全会一致で不採択すべきものとして報告することに決しました。

以上、当委員会に付託されました請願審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議は請願番号を述べてから行ってください。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。反対討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。最初に請願第1号について採決いたします。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択でありますので原案について採決いたします。請願第1号、米価対策の意見書を求める請願について採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に請願第2号について採択いたします。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択でありますので原案について採決いたします。請願第2号、TPP交渉に対する請願について採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◆日程第63 総務常任委員会調査報告について

◎議長（菅沼明彦）

日程第63、総務常任委員会調査報告について、を議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。総務常任委員長、葛谷寛徳君。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 登壇〕

●総務常任委員長(葛谷寛徳)

総務常任委員会の調査報告を行います。

昨年5月15日に所管事務調査、5月9日及び7月2日に管内視察、8月6・7日

に管外視察、11月11日にIターン・Uターンされた方との意見交換会を行いました。

最初に管内視察について報告いたします。

5月9日に産業常任委員会と合同で、古川町数河地内の産業廃棄物最終処分場建設計画地及び神岡町地内の松ヶ瀬最終処分場の現地を視察しました。

7月2日には、総務部関係2か所、市民福祉部関係2か所、教育委員会関係2か所の施設及び管理運営状況等を視察し、現地視察終了後、当委員会の取りまとめを行いましたので、主な内容について報告をさせていただきます。

ハートピアでは、施設内で実施されています乳幼児学級を視察させていただいた後、市民福祉部から子育て支援センター利用状況や介護保険事業等について説明を受けました。

介護の問題は、「法律が変わって、施設と在宅とどようになっていくか心配であり見守っていかねばならない。」「居宅介護を手厚くしていくことが大事だと思う。家族がつぶれないように、どれだけ手を差し伸べられるかが大切である。」「3日に1回預かってもらえるデーサービスのようなかたちを望む声を多く聞く、そのような施設でも増やすことができないのか。」などの意見がありました。

古川中学校、神岡中学校の視察では、スーパー少人数学級の授業を見学させていただきました。

人材を育てるということは、重要な施策である。神岡中学校では1年の時から習熟度別に分けてやっているということ。また、古川中学校では分割してやっていくことで全体の学力があがっているという説明がありました。

古川中学校も2年生から習熟度に合わせてできたらいいと思う。自治体独自で講師を増やすことが研究課題である。との意見がありました。

その他、河合保育園の参観と新園舎見学、ふれあいグラウンド、起し太鼓会館、飛騨市防災室の現地を視察をいたしました。

当委員会で行いました管内視察につきましては、お忙しい中、古川中学校長様、神岡中学校長様、担当部署、担当職員の皆様がたの丁寧な説明と対応によりまして有意義な調査ができましたことに、心から感謝を申し上げ、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

次に管外視察について報告します。

8月6・7日に、まちづくりをテーマに奈良県高取町、滋賀県米原市・彦根市の1町2市を訪問し、取り組み事例の説明を受けました。

高取町では、地域に埋もれている雛様を活用した「役場に頼らない」シニアの力によるまちづくりを視察しました。行政の押し付けではなく、行政と地域と住民が連携することが重要で、なんでも行政の責任という考え方を排除し、民間主導によるまちづくりを行政が後押しするような取り組みが重要であること。米原市では、中山間地の過疎対策、少子高齢化対策として集落支援の取り組みを。彦根市では商店街の活性化の取り組み

みを視察し、いずれも地域の皆さんの熱意と努力をお聞きし、飛騨市におけるまちづくりの取り組みの一つとして参考となるものでした。

これらの管外視察を通じて、委員会といたしましては、まちづくりは人づくりという辺りを追求できるのではないかと、よそから来られて飛騨市に住んでみえる人たちが、何を思ってみえるのか。そういう人たちの話を聞く機会も重要ではないか。ということで、飛騨市にIターン・Uターンされた方との意見交換会を開催する運びになりました。

次に、Iターン・Uターンされた方との意見交換会について報告します。

11月11日、市の活性化に努力されてみえますIターン・Uターンされた方との意見交換会を開催しました。

意見では、「獅子舞や祭りの無礼講などアピールできるものがある。」、「一般の人には働く場所が少ないかもしれないが、農業をやりたい人には補助金もあって来やすい。」、「都会で働いている人が地方移住するとき、都会と同じ年収を求めるとなかなか厳しいが、必要なお金の総量を稼ぐことは、仕事の組み合わせでもできるのではないか。」、「飛騨市に住むには、家賃が高い。空き家をうまく活用できないか。」など、農業、観光、市の魅力、市に欠けていることなど貴重なお話を聞かせていただくことができました。

毎年、飛騨地域から多くの若者が出て行かれますが、その方々が地元にとりだだけでも残っていただける工夫が必要であります。Iターン・Uターンの方に定住していただくには、幅広い支援や情報提供、また、地元の人が住んでいい町だと感じられる魅力あるまちづくりが重要であるとの認識を新たにしました。

以上、簡単ではございますが、総務常任委員会の調査報告を終わります。

なお、議長あてへ委員会調査報告書は提出済みであります。合わせて報告いたします。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第64 産業常任委員会調査報告について

◎議長（菅沼明彦）

日程第64、産業常任委員会調査報告について、を議題といたします。産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。産業常任委員長、後藤和正君。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長(後藤和正)

産業常任委員会の調査結果を報告いたします。

5月13日、6月2日、本年3月6日に所管事務調査、5月9日及び6月30日に管内視察、5月21日及び7月22日に研修会、10月8日、9日に管外視察を行いました。

最初に管内視察について報告いたします。

5月9日に総務常任委員会と合同で、古川町数河地内の産業廃棄物最終処分場建設計画地及び神岡町の松ヶ瀬最終処分場の現地視察を行ないました。

6月2日には、企画商工観光部関係2か所、農林部関係3か所、環境水道部関係1か所、基盤整備部関係2か所の事業実施箇所等を視察いたしました。

主な視察箇所および主な意見について報告をさせていただきます。

レールマウンテンバイク「溪谷コース」の視察では、事業化に向け、景観を損なわないように安全対策をしっかりとっていただきたい。との意見がありました。東京大学宇宙線研究所の視察については、多くの研究者に飛騨市に住んでいただくことが一番であり、そのためには、先生方に対するアンケートの実施や交流の場をもつことができないかという意見がありました。

廃屋の視察では、集落で取り組まれて取壊しに繋がった事例等を市がまとめて、市内全域に伝えていくことも必要ではないか。また、他の自治体では、治安や景観、また防災面で問題のあるところには税金を投入している所もあり、両面から取り組んでいかないと前に進まないなどの意見がありました。

地域獣害防止対策の視察では、侵入防止柵の設置を補助事業で市内全域に広げてほしい。個人で対応できることでなく、集落として対応しなければならない問題である。市は、実例をまとめて各地域に紹介すべきではないか。などの意見がありました。

当委員会で行いました管内視察につきましては、何かとお忙しい中、飛騨農林事務所様、東京大学宇宙線研究所様、古川土木事務所様、担当部署、担当職員の皆様の丁寧な説明と対応によりまして、大変有意義な調査ができましたことに、心より感謝申し上げます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。有難うございました。

次に、研修会について報告します。

5月21日、薬草資源に関する研修会を実施しました。

飛騨市で開催されました全国薬草シンポジウムに向け、取組の背景にある、高齢化、市に自生する貴重な植物資源、健康増進への意識の高まり、現代人のミネラル不足などについて所管部から説明を受けました。

7月22日には、当委員会の本年度重点課題とした「獣害対策と里山整備」に対しまして、市の森林施業状況、森林・山村多面的機能発揮対策事業を利用した里山整備事業、森林集約化などについて、所管部等から説明を受けました。研修に際しましては、飛騨農林事務所様、飛騨市森林組合様、飛騨森林整備協同組合様、市所管部署の皆様には、丁寧な説明をいただき、心より感謝を申し上げます。有難うございました。

次に管外視察について、報告いたします。

飛騨市では、電気柵や狩猟による捕獲など補助金等の制度を創設し獣害対策に取り組んでいますが、まだまだ被害があり、万全とは言い難く大きな課題となっております。これら獣害が発生するようになった原因として、里山の荒廃が大きく影響していると考えられ、獣害対策と里山整備を併せた方策として、生活圏分離を実施して成果を上げている滋賀県東近江市と近江八幡市、また、捕獲害獣を食肉として有効活用している滋賀県高島市を10月8日、9日の2日間に渡り視察しました。視察後の意見のとりまとめでは、有害鳥獣による被害は農地の荒廃のみならず、集落の存続に繋がる懸念さえある。一部の地域では、緩衝帯や侵入防止柵の整備が行われているが、飛騨市の獣害対策は里山整備を主体として行なうべきである。市として獣害対策となる里山整備を、各区にもっと強く促進するための呼びかけや事業の説明を行なってほしい。市では実例を示して、地区の要望や里山整備計画の相談にのり、アドバイスや地権者の割出しと理解、関係団体とのつなぎ役、補助事業の選定などをリードしてほしい。などの意見がありました。

委員会では管外視察報告書を作成し、議長に提出しております。

今回の管外視察調査等を踏まえ、調査結果の報告や、また、熊が民家や学校通学路に出没し危険な状態であることから、関係部局との会議を1月13日に開催し、要望や提案を含め、意見交換会を行ないました。以上で、産業常任委員会の調査報告を終わります。なお、議長あてへ委員会調査報告書を提出しております。合わせて報告いたします。1年間どうも誠に有難うございました。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第65 議会改革特別委員会調査報告について

◎議長（菅沼明彦）

日程第65、議会改革特別委員会調査報告について、を議題といたします。議会改革特別委員長から報告の申し出がありますので、これを許可いたします。議会改革特別委員長、洞口和彦君。

〔議会改革特別委員長 洞口和彦 登壇〕

●議会改革特別委員長（洞口和彦）

議会改革特別委員会の調査結果について報告を行います。

当委員会は、議会の活性化と充実について調査研究を行うことを目的に、平成26年第5回飛騨市議会定例会最終日の10月1日に設置されました。

当委員会は、議会基本条例の検証と見直しを中心に、これまでに8回の委員会を開催

し議論を進めてまいりました。

委員会では、基本条例に基づくこれまでの活動等を点検し、問題点の洗い出しを行い、検討項目として8項目を取り上げ協議することと致しました。

検討項目の1つ目でございますが、第5条の会派の必要性ですが、各会派は決められたことを厳守するようにとか、会派そのものが不要ではないかなど、いろいろ意見が交わされましたが、最終的には基本条例第5条に規定されている条項を守っていくように努力していことということで、条文改正は行わないことに決しました。

2つ目の項目は、第10条第3項の反問でございます。反問に関しては、これまでもいろいろな意見があり、執行部との意見交換の中で解釈や主張が異なったままでした。協議の中で、こちらの意思が伝わらないのであれば削除したらどうかという意見もありましたし、解釈の方向が一致するよう、条文の文面を変えたらどうかという意見もございましたが、最終的には、行政との議論を充実させることによって、より良い政策を実現する方向で議会基本条例を進めていかなければならないとのことで、条文の削除・改正は行わず、反問を許可する要件等について要綱で定めることに決しました。

3つ目に、第15条の政策提言等では、いろいろと議会の中でも執行部と対立することがありました。今後においては、これまで以上に、双方の主張が充分理解した提案になるように進めていったらいいのではないかとということで、「十分な審議による政策決定」というように第15条の条文を改正することで意見がまとまりました。

4つ目ですが、第17条については、委員会に関する条文であることから、条文中「議員間」を「委員間」に改正することで意見がまとまりました。

5つ目、第22条の図書の実充及び6つ目、第23条の予算確保では、最近図書館に新しい本が補充されていないのではないかなど意見が出され、予算確保を求める条文の改正案もありましたが、協議の結果、必要な書籍等については、予算確保の働きかけをしていくということで、条文改正までは行わないこととなりました。

7つ目には、第26条議員報酬に関する条文については、議論する場をなくしてはいけないということで、このまま残したらどうかという意見もありましたが、自分たちの報酬を自分たちが提案し、自分たちが決定するということについて、疑問があるということから、第2項と第3項を削除することでまとまりました。

8つ目は、第27条の評価制度については、統一した評価表のようなものを作って評価したらどうだろうというような案もございましたが、条文改正までには至りませんでした。

以上、議会基本条例に関しましては、8項目の問題点について協議を行った結果、3項目について条文の見直しを行うことに決定いたしました。この後、特別委員会発議として、議会基本条例の一部を改正する条例を発議させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

なお、委員会では、執行部との協議の場を設け、政策提言や反問権、議員報酬等に関

して、意見聴取・意見交換を行うとともに、2月12日には議員全員協議会で経過を報告し、ご意見もいただいております。

その他検討事項としては、委員会では、災害発生時の行動マニュアル、政務活動費、選挙費用の公費負担について検討を行ってまいりました。

災害発生時の行動マニュアルについては、他の自治体の事例も参考に協議を行った結果、大きな災害発生時の議員の行動について、申し合わせ事項に追加すること、また、政務活動費の公表については、もう少し市民に分かりやすいホームページ等で公表していくことに決しました。

選挙費用の公費負担については、いろいろな意見がございましたが、今後、幅広い市民が立候補しやすい体制を整備するため、他の市町村の例を聞きながら、進めていこうという意見でまとめ、市長選選挙の費用の公費負担にも関係しますので、今後の研究は、議会運営委員会に申し送ることといたしました。

その他、議会運営委員会の開催日について、原則議会招集告示日とありますが、諸事情がある場合には、開催日の変更も可とすること、事務室コピー機の使用は常識的な使用とすることを議員に周知すること、また、執行部との協議については、決定前に協議を行うよう努めることなど話し合いました。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

〔議会改革特別委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

これで議会改革特別委員会の報告を終わります。質疑はございませんか。

（「なし」と声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑なしと認めます。これで議会改革特別委員会報告を終わります。

◆日程第66 発議第1号 飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について

◎議長（菅沼明彦）

日程第66、発議第1号、飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。説明を求めます。4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

●議会改革特別委員長（洞口和彦）

発議第1号飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提出者、飛騨市議会改革特別委員会委員長、洞口和彦。提案理由、議会による議会活動の点検結果に基づく条例の見直しに伴う改正。飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例要旨。改正の内容、当該条例第27条の規定に基づく議会活動の点検の結果、同上例の内容によって見直しの必要が生じたことに伴い改正するものです。施行日は交付の日といたします。以上です。

〔議会改革特別委員長（洞口和彦） 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11番、高原邦子君。

〔11番 高原邦子 登壇〕

○11番（高原邦子）

資料の方なんです、第26条の改正案の方なんです、これ1は（略）というふうにならないんでしょうか。2、3が削除ということだと思んですが、1というものを（略）としなくてもよろしんですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。委員長、洞口和彦君。

●議会改革特別委員長（洞口和彦）

本条の1はそのまま残すという意味でございます。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時28分 再開 午前11時33分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。事務局長、東佐藤司君。

□議会事務局長（東佐藤司）

失礼します。只今のご質問でございますけれども事務的なご質問でございますので、事務局の方から説明をさせていただきたいと思っております。

26条略となっております。これは1項という、先ほどの質問のとおりでございますけれども、1項ですけれども1という数字はないものですからこのようにして1項を略したという表記でございます。2項3項は削除するといったことの意味合いでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

11番、高原邦子君。よろしいですか。

○11番（高原邦子）

はい。わかりました。

◎議長（菅沼明彦）

他に質疑はありませんか。以上で質疑を終結します。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

討論なしと認め討論を終結し、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長(菅沼明彦)

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分からといたします。

(休憩 午前11時35分 再開 午後1時30分)

◆再開

◎副議長(池田寛一)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、菅沼明彦議長から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎副議長(池田寛一)

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長(池田寛一)

追加日程第1、議長の辞職の件について、を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長(東佐藤司)

それでは朗読をさせていただきます。平成27年3月18日、飛騨市議会副議長、池田寛一様。飛騨市議会議長、菅沼明彦。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◎副議長（池田寛一）

お諮りいたします。菅沼明彦議長の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎副議長（池田寛一）

ご異議なしと認めます。よって、菅沼明彦議長の議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎副議長（池田寛一）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時 3 2 分 再開 午後 1 時 3 2 分 ）

◆再開

◎副議長（池田寛一）

休憩を解き、会議を再開いたします。菅沼明彦君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。8番、菅沼明彦君。

〔8番 菅沼明彦 登壇〕

○8番（菅沼明彦）

議長退任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。26年3月の定例会におきまして議員各位のご推挙により議長の有職に就任しましてから1年間、各位のご協力ご支援を頂きましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

私は、話題のある飛騨市、笑いのある飛騨市、和のある飛騨市、3つの輪を議長の心構えとして活動してきましたが、残念なことに和のある飛騨市の達成ができませんでした。市民の皆さんの責任ではありません。1年間議長として私は何をしたのであろうか、もっと努力すべき点がなかったかと反省する時がありました。やはり力がなかったのかな。大役すぎたのかな、といった気がしないわけでもありません。井上市長はじめ議事者各位におかれましては1年間よくぞご協力いただき、その任務をまがいなりにも果たし得たことにつきましては心からお礼を申し上げます。

また、議会運営委員会、議会事務局の皆様方にはおんぶにだっこでありました。心からお礼を申し上げます。

浅学菲才な私にご指導、ご協力をいただきお陰さまで、まがいなりにその任を全うしましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。とともに今後とも飛騨市の発展と住民福祉の増進に努力する所存でございます。

また、今後変わらぬご厚誼を賜りますようお願いを申し上げまして退任のご挨拶とい

たします。どうもありがとうございました。

〔8番 菅沼明彦 着席〕

◎副議長（池田寛一）

ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎副議長（池田寛一）

ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（池田寛一）

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（池田寛一）

ただいまの出席議員は17名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（池田寛一）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎副議長（池田寛一）

配付漏れなしと認めます。それでは投票箱をあらためさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（池田寛一）

異常なしと認めます。それではただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。それでは点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（池田寛一）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎副議長（池田寛一）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（池田寛一）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、前川文博君、2番、中嶋国則君を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。それでは開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（池田寛一）

選挙の結果を報告いたします。投票総数17票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票16票、無効投票1票であります。有効投票数のうち、葛谷寛徳君8票、後藤和正君7票、谷口充希子君1票以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、葛谷寛徳君が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました葛谷寛徳君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出はありますか。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。14番、葛谷寛徳君。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

この度、皆様方のご推挙によりまして議長を拝命しました。大変この厳しい状況の中で議長を拝命することになりました。この議長という職責の重さを痛感しております。また、身も心も引き締まる思いでございます。これからは、皆さんと一緒に信頼される議会を目指して運営していきたいと思っております。それにはやはり丁寧な透明性のある議会運営をしていくつもりでございます。私もこの議長の立候補するに当たっては会派を離脱して臨みました。議長という公平中立な立場はもちろん皆様方の声を謙虚に耳を傾けてそして議会運営に反映をしていきたいと思っております。

今飛騨市は、大変重要な課題を山積しております。まったなしの状況でございます。幸い地方創生予算をしていただいて人口減少の対策を打っていただいております。行政と議会が両輪となって力を合わせてこの政策を推進してまいりたいと思っております。どうか皆様方の絶大なるご協力をいただきまして信頼される議会を目指していきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◎副議長（池田寛一）

以上で議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（池田寛一）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時53分 再開 午後1時55分)

◆再開

◎議長 (葛谷寛徳)

会議を再開いたします。ただいま、池田寛一副議長から辞職願が提出されました。お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長辞職の件について

◎議長 (葛谷寛徳)

追加日程第3、副議長辞職の件について、を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長 (東佐藤司)

それでは朗読いたします。平成27年3月18日、飛騨市議会議長、葛谷寛徳様。飛騨市議会副議長、池田寛一。辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◎議長 (葛谷寛徳)

お諮りをいたします。池田寛一副議長の副議長職の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (葛谷寛徳)

異議なしと認めます。よって、池田寛一副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

◆休憩

◎議長 (葛谷寛徳)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時56分 再開 午後1時57分)

◆再開

◎議長 (葛谷寛徳)

休憩を解き会議を再開いたします。ただいま副議長が欠員となりました。お諮りをいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長(葛谷寛徳)

追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎議長(葛谷寛徳)

ただいまの出席議員は17名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

◎議長(葛谷寛徳)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためさせます。

[投票箱点検]

◎議長(葛谷寛徳)

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

[議会議務局長の点呼に従い投票]

◎議長(葛谷寛徳)

投票漏れはございませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

[議場解鎖]

◎議長(葛谷寛徳)

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、田中清安君、4番、洞口和彦君を指名いたします。開票の立会いをお願いいたします。

[立会人登壇]

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

選挙の結果を報告いたします。投票総数17票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票17票であります。有効投票のうち、谷口充希子議員16票、後藤和正議員1票以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、谷口充希子君が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました谷口充希子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

只今は皆様がたのご推挙によりまして副議長という大役をいただきました。本当に身に余る光栄でございます。諸先輩いらっしゃる中、本当に未熟でございますが、この飛騨市市民が安心して暮らせる飛騨市になりますよう議長を補佐し、使命に邁進いたします。皆様がたのご協力をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。再開を2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時11分 再開 午後3時03分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。お諮りをいたします。お手元に配付しましたとおり、追加日程第5、常任委員の選任から、追加日程第11、各種委員の選任についてまで日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第5から追加日程第11までを追加日程とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第とします。

なお、総務常任委員会は協議会室、産業常任委員会は委員会室といたします。また、委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、総務常任委員会は天木幸男君、産業常任委員会は野村勝憲君に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時05分 再開 午後3時16分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には7番、福田武彦君、同じく副委員長には1番、前川文博君。産業常任委員長には10番、森下真次君、同じく副委員長には2番、中嶋国則君がそれぞれ選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、前川文博君、2番、中嶋国則君、4番、洞口和彦君、6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、10番、森下真次君、15番、山下博文君を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を協議していただき、議長まで報告願います。会議室は、委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、山下博文議員に委員長の職務をお願いします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 3 時 1 8 分 再開 午後 3 時 3 4 分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告をいたします。議会運営委員長には 1 5 番、山下博文君、同じく副委員長には 6 番、後藤和正君が選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第 7 発議第 4 号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（葛谷寛徳）

引き続きまして追加日程第 7、発議第 4 号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。議会運営委員長、山下博文君。

〔議会運営委員長 山下博文 登壇〕

●議会運営委員長（山下博文）

発議第 2 号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1、名称、広報広聴特別委員会。2、目的、飛騨市議会基本条例、飛騨市条例第 2 8 条、第 7 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年飛騨市議会に関する議会だよりの編集および飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画および調整。3 番、委員定数、8 人。4 番、継続期間、委員会は議会だよりの編集、調査および市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。平成 2 7 年 3 月 1 8 日提出。提出者、議会運営委員会委員長、山下博文。以上です。

〔議会運営委員長 山下博文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。次は自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ないようですので自由討議を終結します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ないようですので、討論を終結します。議会運営委員長、山下博文君から提出されました、広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。したがって、広報紙の編集および意見交換会を開催するため、8人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。広報広聴特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番、田中清安君、4番、洞口和彦君、5番、野村勝憲君、6番、後藤和正君、8番、菅沼明彦君、12番、谷口充希子君、13番、天木幸男君、16番、池田寛一君の、以上8名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長および会期を協議していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで、年長の委員であります天木幸男議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時38分 再開 午後4時01分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には12番、谷口充希子君、同副委員長には5番、野村勝憲君が選任されました。

◆追加日程第8 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第8、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。飛騨農業共済事務組合議会の中嶋国則議員から辞職願が提出され組合議会の議員が欠員

となりましたので、選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定により、指名推薦にしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、飛騨農業共済事務組合議会議員には3番、田中清安議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました3番、田中清安議員を、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって、3番、田中清安議員が当選人となりました。ただいま当選されました3番、田中清安議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選を告知いたします。

なお、ただいま選挙いたしました飛騨農業共済事務組合議会には、飛騨市議長も議員となりますので申し添えます。以上で、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を終わります。

◆追加日程第9 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして追加日程第9、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙について、を議題とします。古川国府給食センター利用組合議会議員のうち、谷口充希子議員、森下真次議員、内海良郎議員、田中清安議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、指名推薦によることに決定いたしました。お諮りをいたします。指名推薦は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。古川国府給食センター利用組合議会議員に6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君、13番、天木幸男君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君、13番、天木幸男君を、古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君、13番、天木幸男君が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました6番、後藤和正君、7番、福田武彦君、8番、菅沼明彦君、13番、天木幸男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◆追加日程第10 議案第79号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして追加日程第10、議案第79号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

はじめに地方自治法第117条の規定により16番、池田寛一君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時05分 再開 午後4時06分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。本案について説明を求めます。市長、井上久則君。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第79号についてご説明を申し上げます。

下記の者を飛騨市監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定に

より、議会の同意を求める。記、選任の同意を求める者。氏名、池田寛一。生年月日、昭和29年3月3日。住所、飛騨市河合町稻越1420番地。提案の理由は、監査委員辞任による選任でございます。よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、質疑を終結します。お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第79号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、そのまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後4時07分 再開 午後4時10分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第1 1 各種委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第1 1、各種委員の選任についてを議題といたします。各種委員の選任については、ただいまお手元に配付しました飛騨市議会役員編成表のとおりといたします。各種委員の選任については、ただいま決定いたしました委員等を整理した後に飛騨市議会役員編成表のとおり配付させていただきますのでお願いをいたします。

各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について、会議規則第1 0 4条の規定により閉会中の継続審査、調査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◆追加日程第1 2 閉会中の審査の申し出について（総務常任委員会）
から

追加日程第1 4 閉会中の審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第1 2から追加日程第1 4についてまでを一括議題といたします。お諮りをいたします。閉会中の継続審査、調査については、お手元に配付しました申請書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、申請書のとおり行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市長、井上久則君。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

2月の24日に開会をいたしました定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今議会では、一般会計特別会計の補正予算を始め平成27年度予算など多数に及ぶ案件につきまして23日間に渡り慎重なるご審議をいただき適切なるご決定を賜りまして誠にありがとうございました。

また、菅沼議長の1年間のご苦勞に感謝を申し上げますと共に葛谷新議長のもと、議会の更なる発展を御祈念いたしまして簡単ではございますけれども御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

それでは本日の会議を閉じ、2月24日から23日間にわたりました平成27年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

（ 閉会 午後4時13分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会新議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会旧議長

菅沼 明彦

飛騨市議会副議長（臨時議長）

池田 寛一

飛騨市議会議員（1番）

前川 文博

飛騨市議会議員（2番）

中嶋 国則